

おおた 10月16日号 区報

令和3(2021)年



特集号

衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

発行：大田区 編集：選挙管理委員会事務局
〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

☎ 5744-1465 FAX 5744-1540

HP <https://www.city.ota.tokyo.jp/>

LINE @otacity

Twitter @city_ota

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官 国民審査



選挙のめいすいくん

投票
日時

10月31日

午前7時～午後8時

期日前投票

区役所本庁舎2階▶10月20日(水)～10月30日(土)

各特別出張所▶10月24日(日)～10月30日(土)

午前8時30分～午後8時

投票できる方 原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成15年11月1日以前に生まれた
- ②大田区の選挙人名簿に登録されている
(大田区に住民登録の届け出をした日から令和3年10月18日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)

住所を異動した方、これから異動する方

転居	大田区⇒大田区	投票所
10月7日以前に転居届を出した方		新住所地の選挙区
10月8日以降に転居届を出した方		前住所地の選挙区

転入	他区市町村⇒大田区	投票できる自治体
7月18日以前に転入届を出した方		大田区
7月19日以降に転入届を出した方		前の自治体※1

新型コロナウイルス感染防止対策

当日投票所、期日前投票所では、皆さまに安心して投票していただけるよう感染防止対策を行います。

【皆さまへのお願い】

- 混雑緩和のため期日前投票制度をご利用ください
 - 投票所内でのマスク着用にご協力ください
 - 筆記用具はご自身のものも使用できます。その場合は、鉛筆(シャープペンシル可)をご持参ください
- ※ボールペンやサインペンなどは、インクがにじんだり、ほかの投票用紙に付着したりするため、推奨しません

詳細は
コチラ



転出	大田区⇒他区市町村	大田区での投票の可否
6月29日以前に転出した方		大田区では投票できません※2
6月30日以降に転出した方		大田区で投票できます※1

※1 投票できる自治体の選挙人名簿に登録されていて、新住所地の選挙人名簿に登録されていないことが必要です。

※2 ただし、6月20日～6月29日に転出した方は、大田区で期日前投票のみできる場合があります。詳細は問合先にお問い合わせください。

投票の順序及び方法

1 名簿対照

選挙人名簿に登録されている本人であることを確認します。

2 用紙交付①

衆議院議員選挙(小選挙区選出)
投票用紙を1枚取ります。

あさぎ色

3 衆議院議員選挙(小選挙区選出)

「あさぎ色」の投票用紙に候補者氏名を記入し、投票してください。

4 用紙交付②

衆議院議員選挙(比例代表選出)
最高裁判所裁判官国民審査
2種類の投票用紙を1枚ずつ取ります。

ピンク色

うぐいす色

5 衆議院議員選挙(比例代表選出)

「ピンク色」の投票用紙に政党名を記入し、投票してください。

【ご注意】衆議院(比例代表選出)議員選挙の投票は、候補者名での投票はできません。参議院比例代表選出の投票制度とは異なります。

最高裁判所裁判官 国民審査

「うぐいす色」の投票用紙に記入します。やめさせたいと思う裁判官に、その氏名の所定の欄に×印をつけます。やめさせなくても良いと思う裁判官の欄には何も書かないでください。

投票所入場整理券は世帯ごとに封書で郵送します

投票所入場整理券は、世帯全員分を1つの封筒に入れ、10月22日ごろに届くように郵送します。開封して住所・氏名・投票所を確認の上、投票の際はご自分の投票所入場整理券をお持ちください。

投票所入場整理券が投票日までに届かなかった場合でも、大田区の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所でその旨を係員にお伝えください。選挙人名簿への登録の有無は、問合先でお調べします。

選挙公報は全世帯に配布します

選挙公報は10月下旬に各世帯に順次配布します。なお、区役所本庁舎、地域庁舎、特別出張所、図書館、文化センター、老人いこいの家などの区施設、区内の新聞販売店、公衆浴場でも配布しますのでご利用ください。東京都選挙管理委員会事務局ホームページにも掲載される予定です。

目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したものをご用意しています。希望する方は、事前に問合先までお問い合わせください。

投票所ではお静かに…

投票所では静かな環境を保てるようご協力をお願いします。投票所内の混雑緩和や、投票の秘密や自由・公正の保持のために必要と判断した場合は、入場を制限することがあります。

投票所内には、選挙人(投票する方)とその同伴する18歳未満の子ども、投票事務従事者、投票管理者、警察官でなければ入場できません。ただし、選挙人を介護する方など、選挙人とともに投票所に入ることについて、やむを得ないと投票管理者が判断したときには、入場が認められる場合があります。